1月1日現 つに住民税があり、市民税と県民税を合われ民の皆さんに納めていただく税金は、 |日現在にお住まいの市町村から前年の所得に基づいて課税されることになっています。||が、均等の額で負担する「均等割」と、所得金額に応じて負担する「所得割」から構成され、 市民税と県民税を合わせたものをいいます。個人の住民税は、税金を炒めていただく税金は、安全で快適な暮らしを守るために使われます。 から構成され、その年の、税金を負担できる力のれます。その税金のひと

市 県民税が課税される方

平成31年1月1 -日現在

- 得があった方 市内に居住し、 平成30年中に一定以上の所
- 市内に居住していないが、 家屋敷を所有している方 市内に事務所
- ▼均等割(6000円)のみ課税される方 市内に居住していないが、市内に事務所
- 当しない方で、 下記の「市・県民税が課税されない方」に該 事業所、 家屋敷を所有している方 前年中の総所得金額が次の
- ①同一生計配偶者・扶養親族がいない方:

金額以下の方

②同一生計配偶者・ 親族数) +32万円以下 35万円×(本人+同一生計配偶者+扶養 扶養親族がいる方…

での6回に分けて、

年金から差し引いて納

めていただきます。

年税額を平成31年4月から令和2年2月ま

特別徴収)…公的年金受給者

公的年金から差し引

いて納める方法(年金

めていただきます。 での12回に分けて、

年税額を令和元年6月から令和2年5月ま

給与から天引き

して納

勤務先が給与から天引きして納める方法

(特別徴収) ::給与所得者

市 県民税が課税され

- 平成30年中に所得がなかった方
- 生活保護法による生活扶助を受けている方

元年6月、8月、

10 月、

令和2年1

月の

4

(6月中旬発送予定)により、年税額を令和 市から個人あてに直接送付する納税通知書

回の納期に分けて納めていただきます。

- 年中の合計所得金額が125万円以下 次の金額以 の方
- ①同一生計配偶者・

②同一生計配偶者・

な し 方

法があります。

市民税・県民税を納める方法には、

次の方

納める方法

- 障害者、 未成年者、 寡婦(寡夫)で、
- 下の方 平成30年中の合計所得金額が、
- 32万円以下 扶養親族がいない方…
- 扶養親族がいる方:

所得者など

|納税通知書で納める方法(普通徴収)…事業

- 平 成 30

- 親族)+18万9千円以下 32万円×(本人+同一生計配偶者+扶養

令和元年度の主な改正点

税額の計算方法

が延長されます住宅ローン減税の控除期間

るため、 引き上げ後の住宅購入などを支援すに予定されている消費税率10%への平成31年度税制改正により、10月 が延長されます。 住宅ローン減税の控除期間

する方 ら令和2年12月31日までの間に居住取得等をして、令和元年10月1日か消費税率10%が適用される住宅の 対象者

税率10%

(市民税6%、県民税4%)

市・県民税には、

政党等寄付金特

別控除などの制度はありません

除

金等特別税額控除、 式等譲渡所得割額控除、

寄附金税額控

住宅借入

均等割額③

(市民税3500円、県民税2500円)

=

②税額控除…調整控除、

、配当割額控除、株整控除、配当控除、配当控除、

株

外国税額控除、

扶養控除、

基礎控除

除、配偶者控除、配偶者特別控除、

寡婦(寡夫)控除、

勤労学生控

所得割額

控除、

地震保険料控除、

=

年税額

費控除、

社会保険料控除、

小規模

医療

所得控除の種類…雑損控除、

企業共済等掛金控除、

生命保険料 障害者控

ります 延長され、 住宅口· 現行の10年から13年にな ン減税の控除期間が3年

①住宅借入金等の年末残高(400 い方の額になります。各年の控除額は、次の ②建物購入価格(400 ※長期優良住宅や低炭素住宅の場合 適用年の11年目から13年目まで 度)×2/3% 万円を限度)×1% 借入金年末残高の上限 次のいずれ 0万円を限 上ずれれ が少 な \mathcal{O}

【一般住宅購入の場合のイメージ】

課税総所得金額

(所得金額一所得控除額①)

所得割額

5000万円となります。び建物購入価格の上限は.

×

税額控除②

※土地・建物などの分離譲渡所得は

ので、詳しくはお問い合せくださについて細かく規定されています計算方法が異なります。税率など

+

税(500円)と森林湖沼環境税

00円)が含まれます

③均等割額:

市民税には復興税

県民税には復興

(500円)が、

建物購入価格:3600万円、住宅借入金年末残高:3600万円で年に100万円ずつ返済する場合

住宅ローン減税の控除期間が3年延長されます

- 11年目以降は、①と②のいずれか少ない方の額が控除されます。 (例) 11年目 ①2600万円(住宅借入金年末残高)×1%=26万円
- ②3600万円(建物購入価格)×2/3%=24万円 住宅借入金 年末残高 3400 万円 3200 万円 3100 万円 3000 万円 2900 万円 2800 万円 万円 2700 万円 27 万円 2600万円 2500万円 2400万円 24 万円 29 万円 28 万円 30 万円 35 万円 33 万円 32 万円 31 万円 34 万円 36 万円 年目 2 3 5 8 9 10 12 13 4 6 従来の控除期間 延長される期間 -